

各国のコーポレート・ガバナンス・コード等の序文（概観のみ）

	OECD	英国	ドイツ	フランス	(参考)	
名称	OECD コーポレート・ガバナンス 原則	コーポレート・ガバナンス・コード	コーポレート・ガバナンス・コード (KODEX)	コーポレート・ガバナンス・コード ※ フランスには、この 他、中小の上場企業 向けの MiddleNext コードがある	「日本版 スチュワードシップ・ コード」 (日本版 SSC)	東証「上場会社 コーポレート・ ガバナンス原則」 (東証 CGP)
	1999 年策定 2004 年改訂	1998 年策定 2010 年名称変更 直近では、2012 年改訂	2002 年策定 直近では、2013 年改訂	2008 年策定 直近では、2013 年改訂	2014 年 策定	2004 年策定 2009 年改訂
策定 主体	OECD	財務報告評議会(FRC)	政府委員会(法務省)	フランス企業連合会 (MEDEF)等	金融庁	東証
策定 経緯	・策定・改訂経緯	・策定・改訂経緯	・策定・改訂経緯	・策定・改訂経緯	・策定経緯	・策定経緯
コーポレート・ ガバナンス の説明	・コーポレート・ガバナンスの 目的・定義 ・優れたガバナンスの 投資促進効果の説明	・コーポレート・ガバナンスの 目的・定義			・スチュワードシップ の目的・定義 ・機関投資家 のスチュワードシッ プと企業の ガバナンスは 「車の両輪」	・コーポレート・ ガバナンスの 目的・定義
会社制度 の説明			・ドイツの株式会社の 機関設計の説明	・フランスの株式会社の 機関設計の説明		

	OECD	英国	ドイツ	フランス	(参考)
「プリンシプルベース」の説明	・「原則」が「プリンシプル」であることの説明	・コードが「プリンシプル」であることの説明			・「プリンシプルベース・アプローチ」とは何かの説明
「Comply or Explain」の説明		・「Comply or Explain」の説明（*）	・「Comply or Explain」の説明 ・コードにおける勧告（shall）と提案（should）等の書き分けの説明	・「Comply or Explain」の説明（序文ではなく第25-1条に記載）	・「Comply or Explain」とは何かの説明
「explain」の評価について		・株主は「explain」を一律に否定的に評価すべきではないことの説明			・「explain」を一律に否定的に評価すべきではないことの説明
適用対象	・「原則」の適用対象会社	・コードの適用対象会社（プレミアム上場のみを対象） ・プレミアム上場のうち、FTSE350社とそれ以外の上場会社への適用の書き分け	・コードの適用対象会社（「EU規制市場」の上場会社）	・コードの適用対象会社（「EU規制市場」の上場会社） ※ ただし、そのうち、時価総額10億ユーロ（1,370億円）未満の企業については、本コードではなく、MiddleNextコードへの準拠が可能	・「原則」の適用対象会社
将来の見直し	・「原則」の漸進的な見直し	・コードの定期的見直し	・コードの毎年の見直し		・コードの3年毎の見直し
その他	・「原則」の章立てや構成の説明	・コードが三層構造であることの説明（*）			

* 英国コードでは、「主要原則」は、コンプライアンド・エクスプレイン、「補助原則」はコンプライ、「各則」はコンプライ ア エクスプレインとされている。